

# 想像しよう 共感しよう

## － 気付きから行動へ －



川根本町立中川根南部小学校5年 椎野愛華さん



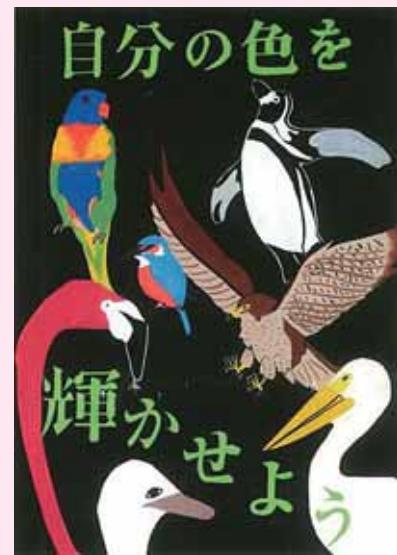
静岡県立静岡農業高等学校1年 滝口彩奈さん



常葉大学附属常葉高等学校3年 秋山結菜さん



牧之原市立相良小学校6年 中村光祐さん



焼津市立豊田中学校2年 大田疏未さん

### 一本書の活用に当たって

人権教育の手引き（人権教育指導資料）は、単年度だけの使用を目的としたものではありません。様々な人権課題に対する理解と認識を深め、具体的な人権教育の推進に役立てていただくために、是非、既存の手引きと併せて活用してください。

# 本書の内容

## 第1章 静岡県教育委員会の人権教育

1	学校教育における人権教育の推進に向けて Q&A	1
2	静岡県教育委員会の人権教育の基本構想	2
3	令和元・2年度人権教育研究指定校の実践 裾野市立東中学校	3
	県立稻取高等学校	4
4	人権教育全体計画及び年間指導計画の作成	5

## 第2章 授業等で活用できる学習例集

1	学習例の使い方	10	
◇ 特集①「子どもの人権を守ろう」			
1-1	「こどものけんり」ってなあに？	小学生(低学年) :道徳 小学生(中学年) :道徳	11
1-2	身近な「人権」について考えよう	小学生(高学年) :道徳 中学生 : 道徳,社会(公民的分野)	12
1-3	新型コロナウイルス感染症を例に考える 「子どもの権利条約」	高校生 :保健,公共,倫理,政治・経済	13
◇ 特集②「インターネットによる人権侵害をなくそう」			
2-1	やくそくをまもう	小学生(低学年) :道徳 小学生(中学年) :道徳	14
2-2	あなたは大丈夫？インターネットの使い方	小学生(高学年) :道徳,社会 中学生 :技術・家庭(技術分野),社会	15
2-3	ハートがなけりやコミュニケーションじゃない	高校生 :情報,公共,特別活動	16
◇ 特集③「新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別をなくそう」			
3-1	コロナにまけないせいかつをおくろう	園児 小学生(低学年) :道徳	17
3-2	全ての人が被害者にも加害者にもならないために…	小学生(高学年) :道徳 中学生 :道徳,特別活動	18
3-3	新型コロナウイルスと私たちの生活	高校生 :特別活動,公共	19
◇4	人権って何だろう その会話をどう思う？	小学生(中学年) :道徳 小学生(高学年) :道徳	20
◇5	学校組織で対応するいじめ問題について (スクールロイヤーの活用)	教職員	21
◇6	高齢者の人権を守ろう 社会にとって大切な宝物	小学生(中学年) :道徳 小学生(高学年) :道徳,家庭 中学生 :社会(公民的分野),道徳,技術・家庭	22
◇7	パラリンピックから共に生きる社会を考えてみよう…	小学生(高学年) :体育 中学生 :保健体育,特別活動 高校生 :体育,特別活動	23
◇8	外国人の人権を尊重しよう いろいろなせかいをしろう	園児 小学生(低学年) :道徳	24
◇9	性の多様性を知り、偏見や差別をなくそう… みんなに知ってもらいたい多様な性	中学生 :道徳,特別活動 高校生 :公共,政治・経済,特別活動	25
2	個々の人権課題	26	

## 第3章 振り返りましょう、あなたの権感覚

1	ハラスメントについて考える ~具体的な事例を通して~	28
2	ハラスメントをなくすためには	30
3	振り返りましょう、あなたの権感覚 (チェックシート)	31
4	関係機関及び相談機関の紹介	32
5	人権教育に関するDVD・書籍の活用	33

# 第Ⅰ章 静岡県教育委員会の人権教育

## I 学校教育における人権教育の推進に向けて Q&A

### Q1 人権教育とは

A 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう推進すること」を定めています。学校における人権教育は、児童生徒が発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に表れるようにすることを目指します。

### Q2 学校における人権教育をどのように進めたらよいのでしょうか

#### A-1 人権が尊重される学級づくり、学校づくりが基盤です

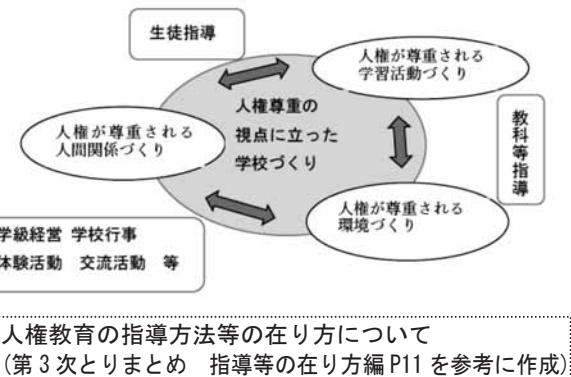
一人一人の児童生徒が「自分は大切にされている、他の人も大切にされている」と実感できる学級づくり、学校づくりに取り組むことが、人権教育を推進していく基盤となります。そのためには、褒めたり認めたりしているか、児童生徒の尊厳を傷つけていないか、教職員が自ら振り返り、取組や姿勢を改善することが大切です。

#### A-2 人権教育を計画的、組織的に推進することです

学校における人権教育の推進は、校長のリーダーシップのもと、人権教育を推進する体制を作ることが大切です。例えば、校務分掌組織に人権教育推進委員会などを位置付け、教諭だけでなく、管理職や養護教諭等もメンバーとなることが想定されます。特に年間指導計画の作成を進める必要があります。各教科のねらい、学習内容や活動内容等を位置付けていくことが必要です。⇒P3「4人権教育指定校の実践」を参考にしてください。

#### A-3 教職員の研修（校内研修）を行いましょう

人権教育に関する研修を充実させるとともに、教職員が自ら進んで指導法等の工夫・改善に取り組めるよう、環境整備を図り、人権教育に携わる教職員の資質と指導力の向上を目指します。校内研修で取り組む内容として、人権教育の手引きの使い方研修、年間指導計画の作成、人権教育を視点とした授業改善などの取組が考えられます。  
⇒P5「4 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成」を活用してください。



#### A-4 教職員一人一人が人権感覚を高めましょう

教職員は、児童生徒に直接関わり、指導することで、児童生徒の心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っていますので、児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという姿勢で指導することが重要です。従って、教職員には、自らの言動が児童生徒の人権を侵害することにならないように常に意識していくことが求められます。また、教職員同士や保護者や地域の方への言動にも同様な姿勢が求められます。⇒P31「振り返りましょう、あなたの人の人権感覚（チェックシート）」を活用してください。

## 2 静岡県教育委員会の人権教育の基本構想

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕
- ・静岡県人権施策推進計画（ふじのくに人権文化推進プラン）
- ・人権教育を取り巻く諸情勢について  
人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・持続可能な開発目標（SDGs）人や国の不平等をなくそう
- ・静岡県教育振興基本計画  
共生社会を支える人権文化の推進

**目標 自他の人権を大切にする態度や行動力の育成**  
人権に対する正しい理解を深め、人権感覚と自己肯定感を高める

### 学校の教育活動全体を通して（全体計画）

<年間指導計画に基づいた授業>  
各教科等教育活動における人権教育の実施

- ・生徒指導や特別活動における人権教育（いじめや不登校問題への対応）
- ・人権教育の手引き【学習例】の活用、各教科等における人権学習（各教科等における主体的・対話的で深い学びの充実）

<教職員の人権意識の向上>  
教職員一人一人が人権感覚を高め指導力を高める

- ・人権教育の手引きを活用した校内研修の実施
- ・各種教員研修における人権教育の実施
- ・関係課による取組

人間形成の  
基礎づくり  
**家庭**

人権共存の  
豊かな関係づくり  
**地域**

県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現

### 3 令和元・2年度人権教育研究指定校の実践

#### 裾野市立東中学校

##### 1 研究主題

「自他を大切にし、学び合う生徒の育成」～主体的・対話的で深い学びを通して～

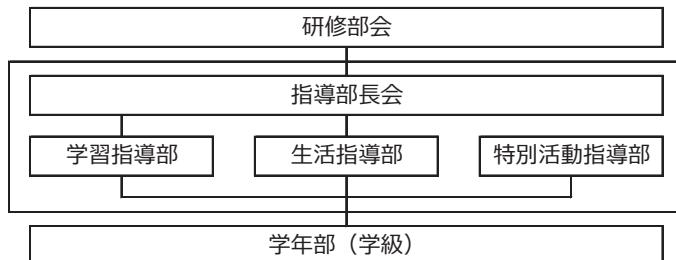
##### 2 研究主題設定の理由

本校生徒は、「明るく素直」「心優しい」「仲間の良さを認めることができる」など他者を大切にできる良さがある。一方で、「自己表現が苦手」「粘り強さに欠ける」「チャレンジ精神に欠ける」などの課題がある。

このような生徒の実態を受け、教育活動全体を人権教育の視点から見直し、「①安心して学び合える人間関係を形成し、すべての生徒の学びを保障する授業づくりを推進する。」「②学校行事や諸活動を、自分の思いを表現し、学び合い、認め合う場（自他を大切にする場）とする。」という2点を意識して人権教育を推進することで、生徒の人権感覚や自己肯定感が向上するだろうと考え、研究主題を設定した。

##### 3 研究の推進体制

日常的な実践の中で生徒も教職員も人権感覚を高めることを大切にしようと考え、通常の校内組織（研修部・3指導部・学年学級経営）をそのままの組織とした。また、研究実践の具体的な立案、評価は、定例の指導部会の中で時間を確保し、指導部長会で調整後、学年部会により具体的な活動ができるようにした。



##### 4 研究の内容

###### <令和元年度 特色ある取組>

- ・「聴く」と「訊く」を大切にした学び合いの授業の推進
- ・今日的な人権問題の授業（北朝鮮による拉致問題・LGBTQ性的マイノリティーへの理解など）
- ・チームティーチングや授業者をローテーションさせての道徳授業
- ・生活リズムチェック
- ・異年齢グループを積極的に取り入れた生徒集会や縦割り集団を基本とした委員会活動
- ・学級経営研修、Q-U研修



###### <令和2年度 特色ある取組>

- ・どの生徒も授業に参加し、熱中して学ぶ学習課題の工夫
- ・朝の10分間を利用したモジュール道徳（道徳タイム、年5回実施）
- ・テスト計画表に位置づけたメディアチェック、メディア啓発運動
- ・学年を超えた関わりを大切にした全校カラーダンス、カラー種目
- ・今日のWピース（良いところみつけ）、東雲タイム（良いところ放送）
- ・教職員の人権感覚を見直すチェックリストの実施
- ・指導案への「本時と人権教育との関わり」の記入



##### 5 2年間の成果

- ・学校評価アンケート結果（一部抜粋）

項目	平成30年度12月 (%)	令和2年度10月 (%)
学校生活が楽しい	81.6	85.5
私は授業内容を理解できている	81.2	81.8
困ったことが起きたとき先生たちはきちんと対応してくれる	79.9	87.3
先生は私の努力を認めてくれる	81.6	86.7

- ・今年度は新規不登校生徒が0人だった。今年度復帰した生徒は、授業の振り返りに「私があまりよくわからなかった時に、○○さんが丁寧にフォローしてくれて助かりました」と綴っていたり、休み時間に仲間と笑顔で過ごしたりしていた。
- ・教職員アンケートからは、生徒のことを「わかるうとする」、「寄り添う」という意識の高まりがみられた。

##### 6 課題及び今後の取組

- ・家庭や小学校と連携し、不登校生徒や問題行動の支援をしていく。
- ・今後も「関わり合うこと」、一人一人の生徒を「見取ること」を大切にし、誰もが大切にされ、自分らしさを表現できる人づくりをしていく。

# 県立稻取高等学校

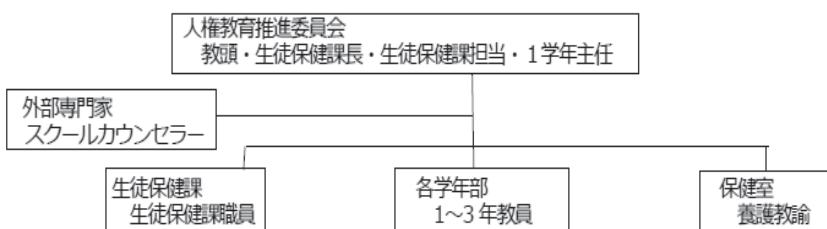
## 1 研究主題

「相手の立場や考えを尊重した行動をとることができる生徒の育成～人とのかかわりを通して～」

## 2 研究主題設定の理由

伊豆東海岸の地域に密着した高等学校であり、生徒間には入学当初から、既に、ある程度の固着化した人間関係ができ上がっている。それは時に、クラスメートのお互いの良さに気付く機会や経験を逸してしまうことにつながったり、閉ざされた社会の中で新しい人間関係を築くことが不得手となることにつながったりしているのではないかとの懸念があった。また、他者の人権に配慮を欠く行動をとる生徒や、それに伴う人間関係のトラブルが多々あった。こうした課題を解決するため、本研究事業を通じ、相手の立場や考えを尊重した行動ができる生徒育成を目指すプログラムを作成していきたいと考えた。

## 3 研究の推進体制



## 4 研究の内容

「令和元年度・2年度事業プログラムの計画と実践」をもとに、「事業検証提案プログラム」を作成した。

- ① 研究の「3つの柱」に沿って事業プログラムを作成  
3つの柱「専門家・地域との連携」「校内研修の充実」「行事や部活動を通じた人間関係作り」に沿って事業プログラムを分類した。
- ② 県教育委員会人権教育目標の3つの重点から各プログラムを作成
- ③ 事業プログラム作成の視点及びポイント
  - ・年度当初に、外部専門家より、人権に配慮した人間関係づくりのために必要な行動や配慮について教員・生徒が研修を受けた。
  - ・校内研修で学んだ教職員の人権感覚向上に関することについては、授業、学校行事、部活動等、学校教育におけるすべての活動で実践している。また、既存の講座事業についても人権教育的な視点から見直しを図った。

## 5 2年間の成果

### ①生徒指導に関する成果

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
I年次生徒指導件数(件)	7	3	4	0
I年次出席率(%)	98.4	98.6	98.3	99.6



### ②人権教育に関するアンケート結果の成果(一部抜粋)

	項目	令和元年度 (%)	令和2年度 (%)
生徒	「人権」に関する知識がある	26.3	34.3
	相手の意見に耳を傾けることができる	39.4	40.8
教職員	間違いや失敗を嘲笑する子どもを見逃さない	85.0	95.0
	丁寧な言葉遣いをし、子どもの模範となっている	50.0	77.0



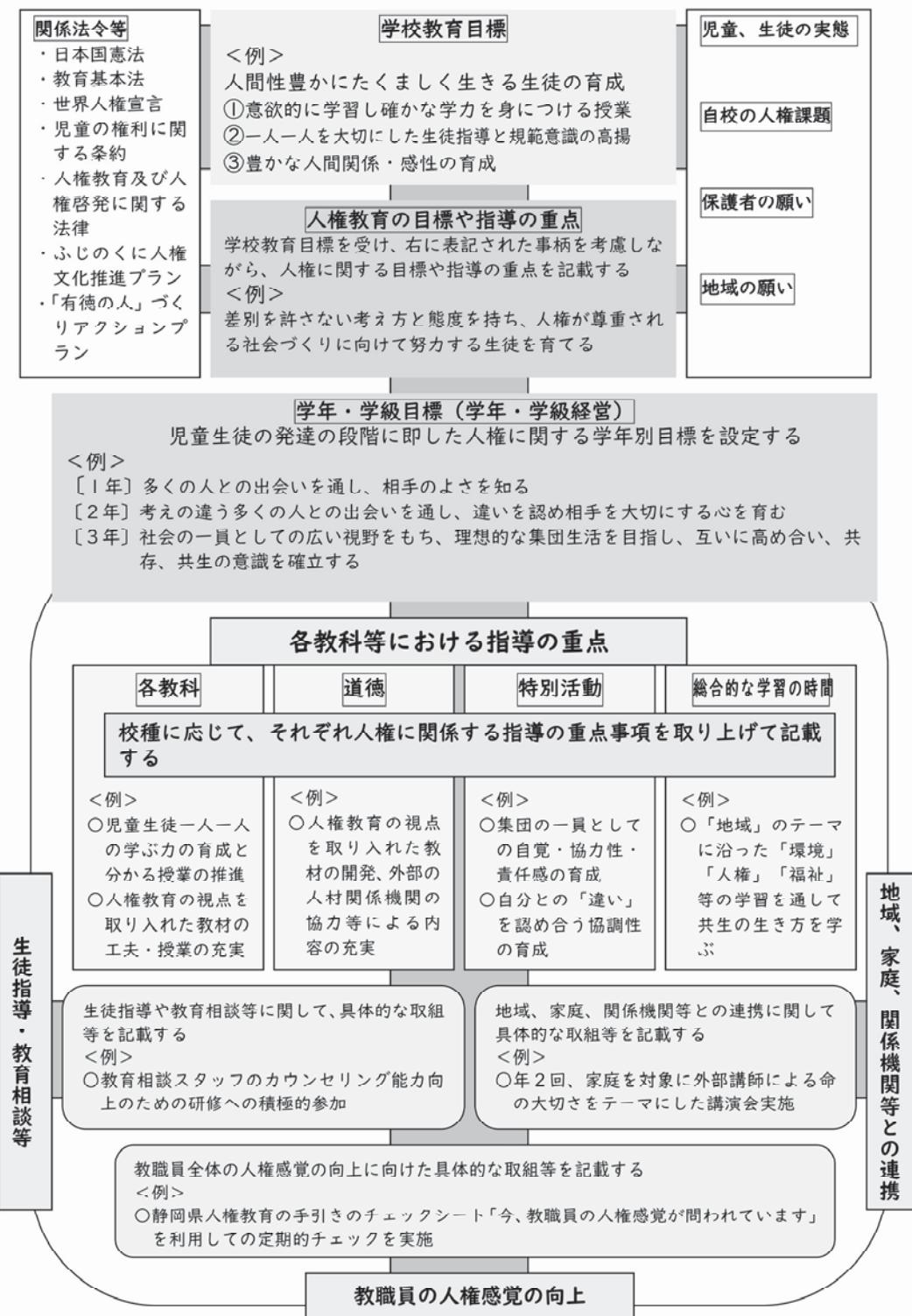
## 6 課題及び今後の取組

- ① 人権的視点からの校則の見直し  
制服のリニューアル（女子のスラックス選択）を令和5年度入学生を対象に行えるように準備する。
- ② この2年間の取組を継続し、教育活動全体を人権教育の視点で再度見直し、人権の視点と結びつけた取組を増やしていく。

## 4 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成

人権教育の全体計画、年間指導計画を作成することで、教職員の共通理解を図ることにつながり、また、児童生徒や地域の実態に応じた人権教育を計画的・組織的に展開することができます。

### <人権教育全体計画(小・中学校、特別支援学校小中学部) (例)>



## <人権教育全体計画(高等学校、特別支援学校高等部) (例)>



静岡県教育委員会 HP から、書式  
例をダウンロードできます



人権教育年間指導計画<小学校第1学年>

令和元年度掛川市立曾我小学校作成

第Ⅰ学年 学年目標	4月	5月	6月	7月	9月	10月
各教科	(国語) さあ、はじめよう 相手や場面に応じて適切な言葉選いで話すことができる。 友達に知つて欲しいことを考え伝えることができる。	(生活) わくわくどきどきしようがっこう 学校内を探検し、校内にいる人々に出会い、出会った人に挨拶をしたり話を聞いたりすることができるようになる。	(国語) おもいだしてはなそうたからものをおしゃよう 自分の経験を思い出し、順序立てで伝えることができる。 友達の話を興味を持って聞くことができる。	(国語) すきなこと、なあに書いたものを読み合い感想を伝え合うことができる。	(国語) ゆうやけ 文章の内容と自分の経験を結びつけ自分の思いや考えを発表することができる。	(国語) くじらぐも 登場人物の気持ちを想像しながら音読をする。 想像を広げながら友達と協力して物語の様子を音読で表すことができる。
道徳科	(生活) わくわくどきどきしようがっこう 友達と一緒に遊んだり、活動したりする楽しさを味わうとともに、仲良くするためのマナーやルールがあることに気付く。	(体育) リレー遊び 運動の順番やきまりを守ったり、友達と仲良く練習し、競走する。	(生活) なつともだちになろう 生き物の様子を観察し、生き物を大切にしながら、かかわる。	(生活) クラスのめでて きょう力 きりかん 聞けるクラス	(生活) なかよくなるね 小さなともだち 自分自身で世話を仕方を調べたり世話をしたりして、その生態や成長変化に気付くとともに、生き物も自分たちと同じように生命をもっていることや生き物の命を大切に感じ、親しみを持って世話をすることができます。	(生活) かぞくにこにこ大きくせん 家族のことや自分でできることなどを考え、自分の役割を積極的に果たす意欲をもつことができるようになる。 ※保護者ボランティア
外国語活動	親切、思いやり B	希望と勇気、努力と強い意志 A	善悪の判断、自律、自由と責任 A			
特別活動	はやとのゴール 相手のことを考えて、優しく接することの大切さがわかり、相手のことを考えて親切な行為をしていると態度を養う。	一つづつやってみよう なりたい自分について考えることを通して、自分がやらなければならないことにしっかりと取り組もうとする態度を育てる。	うんどうぐつ 正しいことを伝えるために間違っていると感じることを見過ごさず、良いと思うことを進んで行う心情を育てる。			
その他	自分のよさを見つけると共に、友達との関わり方を学び、友達のよさを見つけることができるようになる。	1年生を迎える会	運動会 あいさつでつながろう 週間	夏の自慢展	だ・い・じそうじ	※人材活用 ★人間関係づくりプログラム ☆参加体験型学習

第Ⅰ学年	11月	12月	1月	2月	3月
学年目標	自分の力を精一杯発揮し、仲良く助け合つ集団を作る				
各教科	(国語) しらせたいな、見せたいな 自分が見つけた生き物や物について相手に伝わるように書くことができる。 友達の作文を読み作文の良さや感想を伝えることができる。  (生活) あきどともだちになろう 自然物などからいろいろな物を作ったり遊んだりしながら、その楽しさを伝え合ったり学校の人など適切に聞わったりすることができるようになる。  (生活)きれいでいきってねわたしのはな まいも チューリップ	(国語) ともだちに、きいてみよう 発表内容を組み立て、丁寧な言葉遣いで発表し合う。 友達が今楽しいと思うことを取材して、分かったことを学級の友達にわかりやすく伝えることができる。  (生活) たのしみだね冬休み 日本の伝統的な習慣や行事について知り、年末年始を家族とともに楽ししく過ごすためにできることを考えることができるようになる。	(生活) ふゆとともにだしなろう 昔の遊びを通して、地域のお年寄りと交流を深めたり昔の人々の生活の知恵に気付いたりすることができるようになる。  ※西中校区ボランティア	(国語) ふたりでかんがえよう 友達と協力して合意形成を図り、問題を作ったり答えを導いたりすることができる。  (生活) もうすぐ2年生 自分の成長を支えてくれた身近な人への感謝の気持ちを持つことができるようにする。たくさんの人にお世話になり成長してきたことに気付き、自分なりに表現し伝える。新1年生のために何ができるか考える。	(国語) いいこといっぱい、一年生 1年を振り返り、思い出や自分の成長を感じる。 友達と交流し合う。
道徳科	善悪の判断、自律、自由と責任 A うんどうぐづ 正しいことを伝えるために 間違っていると感じることを見過ごさず、良いと思うことを進んで行う心情を育てる。	○植物の観察や世話をし、大切に育てようという思いをもつ。(あさがお さつまいも チューリップ)	個性の伸長 A 感謝 B だいすきだから 自分の良さを進んで伸ばそうとする心情を育てる。 はちさんのバッジ お世話になっている身近な人々に感謝の気持ちをもつ。		
外国語活動	外国の文化について、興味を持ち、外国語を使ってコミュニケーションをする。				
特別活動	バランスのよい食べ方をしよう(給食) 学級の目標を決めよう  ★自己表現「くまとあなたぐら遊びをしよう」	学級のかがやきをふりかえろう もうすぐ冬休み  ☆人権教育の手引き「誰かな」	★自分の気持ちへの対処法「どんな気持ちかな」	6送会を成功させよう お世話になった人に感謝しよう 新1年生いらっしゃいや 「1年生でのがんばりをふりかえろう」キャリアノート	ありがとうを伝えよう 自分の成長、クラスの成長を認め合おう
その他	自分のよさを見つけると共に、友達との関わり方を学び、友達のよさを見つけることができるようになります。	あいさつでつながろう 週間	かがやき参観会 思ったことを考えたことを相手に分かるように伝える。 6年生を送る会	かわいいみたいそのせなか でもうれしいみちをやへい もの山とくらへない くわくわくす	私たちのおわったどー ふりかえれば みちはそこかほしま ゆきついたそのせなか でもうれしいみちをやへい もの山とくらへない くわくわくす

## 人権教育年間指導計画<中学校、特別支援学校中学部 ○学年>例

月	学校・学年行事	各教科	道徳科	特別活動	総合的な学習の時間	生徒指導	地域・家庭との連携
4月		(社) 世界のさまざまな地域	よりよい社会を目指して	学級づくり			授業参観 行事説明会 PTA総会
5月	宿泊を伴う活動	(技) ユニバーサルデザイン (社) 近世の日本と世界	いじめと向き合う!		職業調べ		家庭訪問
6月		(国) 情報社会を生きる	いじめと向き合う2、3		職場体験に向けて	教育相談アンケート	授業参観
7月	校内整備活動	(国) 人権作文 (家) 家庭生活と地域とのかかわり (社) 持続可能な社会の実現に向けて	人権課題への取り組み 「子どものために」「障がいのある人とともに」「男女共同参画社会の実現」	学校保健委員会		教育相談 夏休みの計画	保護者面談
8月							PTA廃品回収 PTA奉仕作業
9月	体育祭	(社) 個人の尊重と日本国憲法	情報モラル「インターネットでの情報発信」	縦割り活動について		教育相談アンケート	地域防災訓練
10月	音楽発表会	(外) Universal Design (国) 論理を据えて「モアイは語る」		生徒会役員選挙	職場体験		
11月	ボランティア活動	(音) 世界の諸民族の音楽	いじめと向き合う4、5	生徒総会			授業参観
12月		(技) 情報の技術 (社) 中世の日本と世界 (数) さらなる数学へ 「フェアトレード」「点字」	いじめをなくすために			教育相談 冬休みの計画	保護者面談
1月		(体) 健康な生活と病気の予防 (技) 情報の技術			職場体験発表会	教育相談アンケート	
2月	学年レクリエーション	(家) SDGs (技) 情報の技術 (理) 自然環境と人間					授業参観
3月	公立高校入試 3年生を送る会 卒業式	(家) 自分の成長と家族・家庭生活 (技) 情報の技術		3年生を送る会 生徒会選挙		春休みの計画	

### 人権教育全体計画作成のポイント

全体計画は、人権教育の目的の実現に向け、当該学校において目指すべき目標や、取り組むべき活動の全体を児童生徒の発達段階に即しつつ、各教科等の関連を考慮しながら、総合的・系統的に示した計画です。作成に当たっては、学校・地域の特色を活かした取組や、様々な人との交流、ボランティア活動をはじめとした体験活動等の在り方を示すこと等が考えられます。その際、当該学校における教育目標全体の中での位置づけ等を明確にすることが必要です。

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕参照

## 人権教育年間指導計画<高等学校、特別支援学校高等部 | 学年>例

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国語	「論拠に基づいて自分の考えを文章にまとめる」を扱う題材					「叙述に即して的確に読み取る」を扱う題材					「考え方を深めるために話し合う」を扱う題材	
地理歴史	自然環境と歴史 日本列島の中の世界の歴史									世界戦争と平和 地球社会への歩みと課題		
公民	わたしたちの生きる社会 青年期と自己の形成					現代の民主主義と日本国憲法				国際社会と人類の課題		
数学	数を用いた論理的な思考力を養う(各単元で)											
理科										生態系とその保全		
保健体育	安全な交通社会づくり					健康と意思決定行動選択				感染症の予防 心身の健康と自己実現		
芸術			ポスターの鑑賞							デザインの鑑賞		現代の音楽 世界の諸民族の音楽
外国語	外国語の学習を通して、異文化を正しく理解する(各単元で)											
家庭	人生をみつめる					子どもを育てる		共生社会を生きる				
情報		情報システムと人間				情報モラルと社会のルール						
総合的な探究の時間	相手の立場に立って考える これからの自分を考える					世代を超えたコミュニケーション 保育体験実習				自己と対話する		
特別活動	SNSに関する講演・演習					いじめに関する討論						
道徳教育	教科の学習、探究、特別活動を通して人権について考える											
キャリア教育 (進路指導)	キャリアサポート(見通し)		目的を持ち、自分を磨き鍛える			やるべきことを明確にして準備を始める				キャリアサポート(振り返り)		
生徒指導	あいさつ運動・交通安全指導											

### 人権教育年間計画指導作成のポイント

年間指導計画は、全体計画に基づき、当該年度に行う人権教育の指導内容・方法等を具体化した指導計画です。作成に当たっては、身近な人権問題を扱った学習や、例えば社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動、様々な人達との交流活動等を取り入れ、その計画を示すことなどが考えられます。

人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 参照

## 第2章 授業等で活用できる学習例集

### I 学習例の使い方

#### (1) 授業での活用の促進

第2章では、各教科等で活用できる学習例を掲載しています。各校の人権教育年間指導計画に沿って、活用してください。また、授業者は、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、児童生徒が実際に活動に参加したり、自分なりの言葉で語り合ったりする中から生まれる、気付きや共感を大切にするとともに、互いの意見を尊重する雰囲気を作りましょう。

#### (2) 特別支援学校での取り組み方法

特別支援学校の児童生徒が学習する際の工夫点について示しました。  
参考にしてください。

#### (3) 学習指導要領との関連

各教科等の学習指導要領との関連について例示しています。授業計画を立てる際に参考にしてください。

なお、初等中等教育の円滑な接続や学習を重視するため、平成29・30年改訂学習指導要領をもとに記載しています。

#### (4) アイスブレイク

学習の導入は、学習例にある内容で行う場合や、アイスブレイクを行う場合があります。アイスブレイクは、初対面の学習者同士の緊張を解き、気軽に話し合う雰囲気を作るためのアクティビティです。

必要に応じて活用してください。

##### <アイスブレイク例 1>

目的	【出会い】メンバー同士が知り合うことを目的としている	方法 ①ボールを持った人がリーダーとなり、名前を言ってからパスをする。（隣以外） ②全員にパスが回り、最後にリーダーにボールが戻ってきた時点でリーダーが手を挙げて知らせる。（早く戻ってきたチームの勝ち） ③作戦タイムをとり、第2回戦を行う。 ④全て終わったあとに振り返りを行う。
題名	「オールパスまわし」	
内容	ボールをパスしあうゲーム	
人数	4～8人	
時間	5分程度	
準備物	ボールの代わりになるもの（新聞紙等）	

##### <アイスブレイク例 2>

目的	【気づき】気づきがあるもの（ウォームアップ・エクササイズ）	方法 ①言葉は使わず、ジェスチャーなどでコミュニケーションをとって、1月1日を先頭に、誕生日順に並ぶ。 ②終了後、正しい順番に並べたかを確認する。
題名	「バースデーライン（リンク）」	
内容	言葉を使わないで誕生日順に並ぶゲーム	
人数	4人以上	
時間	3分程度	
準備物	なし	

教職員研修の手引き2018（独立行政法人教職員支援機構）参照

#### (5) 短縮して実施するためのアイデア

授業での実践が難しい場合、朝の会・帰りの会・ホームルーム活動等で活用してください。そのためのアイデアを記載しています。

子供の「塗り字」

「子どもの人権を守ろう」  
特集① 学習例 | 「こどものはしり」ってなあに?

社会 小学生(低学年)(小学中学年)

ねらい  
・一人の人間として持っている権利（「子どもの権利条約」）があることを知る。  
・困っている友達がいたら助ましたり助けてきてくれるようになる。

留音占

- ・学級の実態により、配慮が必要な場合は、グループの編成や①～④の例文を変更してもよい。
  - ・「子どもの権利条約カードブック」を参考にしている。  
(財)日本ユニセフ協会ホームページ (<https://www.unicef.or.jp/>)
  - ・「子どもの権利条約」について、児童の実態に応じて分かりやすく説明する。  
学級の実態により、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんのうち一人に絞り、進める方法もある。

## 特別支援学校での取り組み方法

  - ・実際に①～④の文を読み際、ロールプレイを取り入れたり、ペーパーサークルを作成したりして会かいりやすくて工夫する

特別主授授業の取組 3. 単注

特別支援学校(ひくべつしえんがっこう)

- 作成したりして、分かりやすく工夫する。

学習指導要領との関連（例）

小学校 1・2 年	道徳 A	特別活動「学級活動」（3）ア
小学校 3・4 年	道徳 A	特別活動「学級活動」（3）ア
小学校 5・6 年	道徳 A	特別活動「学級活動」（3）ア

• 小学校

- ・小学校3・4年 道徳A、B 特別活動「学級活動」(3) ア  
進の方

流丸

- 例：最近友達に親切にしてあげたことはありますか？

【ワープ】

  - ・Aさん、Bさん、Cさん、Dさんのお話を聞いてみましょう。
  - ・四人の中から一人に、手紙を書いて励ましてあげましょう。
  - ・グループの中で、自分の書いたお手紙について発表しましょう。
  - ・Aさん、Bさん、Cさん、Dさんのようなお友達がいたら、励ましたり助けたり<sup>おがんばりたりおもてんしゃたりおほせんしやたり</sup>

104

- ・「子どもの権利」って何だろう。
  - ・「子どもの権利」について説明する。

三三七

- ・どんなごとに気付き、どう考えましたか。

104

- 【短縮して実施するためのアイデア】  
① 一ひと人に権利義務があり、守らねばならないことを伝える。

ワークシート「『こどものはな』」を見てください。

- |     |                                      |  |     |
|-----|--------------------------------------|--|-----|
| Aさん | ①おともだちとけんかしちやつた。まだかなまにいわれてしまいな。      |  | Aさん |
| Bさん | ②いえのおつついがおわったら、おともだちとたのしくあそびたいな。     |  | Bさん |
| Cさん | ③おともだちにいやなことをいわれてしまって、おなかがいたくなっちゃった。 |  | Cさん |
| Dさん | ④みんなきめるくらすのぎょうじ、ほくのいくんもきいてほしいな。      |  | Dさん |

- 上の4人の中から一人選んで、手紙を書いてはげましてあげましょう。

- ANSWER

- 「子どもの権利」について知ろう。

  - 「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満）を権利をもつ主体と位置づけ、おとななど同じく、ひとりの人に間としてもつっている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあります。子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもながらではの権利も定めています。
  - 「子どもの権利条約」には、次の4つの原則があります。
    - ・命を守られ成長できること
    - ・意見を表明しえんかんし得ること
    - ・差別のないここと

- 「子どもの権利」

「生きる権利」

「健康権利」

「教育権利」

「親から受けた教育権利」

「先生から受けた教育権利」

「労働権利」

「搾取されない労働権利」

「保護される労働権利」

「表現の自由」

「参加する権利」

- 3 どんなことを書きましたか。

子どもの人権を守ろう

**特集① 学習例 1-2 身近な「人権」について考え方**

**対象 小学生（高学年）から中学生**

**ねらい**

- ・日常生活の出来事について、人権を視点に捉え直すことで、人権を尊重することが、権利を大切にすることにつながることを考える。

**留意点**

- ・学級の実態により、配慮が必要な場合は、グループの編成や①～④の例文を変更する。
- ・財)日本ユニセフ協会ホームページ (<https://www.unicef.or.jp/>) を参考にして、本特に扱う条文について補足説明をする。

① 第16条 プライバシー・名義は守られる ② 第2条 差別の禁止  
③ 第23条 意見を表す権利 ④ 第31条 休み 遊ぶ権利



**特別支援学校での取り組み方法**

- ・実際に①～④の文を読み、ロールプレイを取り入れたり、ペーパーサポート等を作成したりして、分かりやすく工夫する。

**学習指導要領との関連（例）**

- ・小学校5・6年 道徳A、B 特別活動「学級活動」(3)ア
- ・中学校 道徳A、B 社会「公民の分野」C(1) ア (ア) 特別活動「学級活動」(2)ア

**進め方**

**導入**  
(5分)

例：人から言われて嫌だと思うことについて発表しよう。

**流れ**  
(30分)

**展開と内容**  
【ワーク1】  
・①～④の文を読んで、あなたが感じたことを書きましょう。  
【ワーク2】  
・「子どもの権利条約」はみなさんにも認められている権利です。  
①～④においてはまる条文があるか探してみましょう。  
※「子どもの権利条約カードブック」を活用

**まとめ**  
(10分)

・みんなごとに気付き、どう考えましたか。  
・グループまたは全体で「振り返り」を共有しましょう。  
・これから的生活にどんなことが活かせそうですか。

**【短縮して実施するためのアイデア】**  
①～④の中から1つを選び、グループで問題点を話し合う活動を行う展開も考えられます。

**ワークシート「身近な『人権』について考え方」**

①～④の文を読んであなたはどう思いましたか？枠の中に書いてみましょう。

①スマホの中に保存していた私の日記をお母さんに譲めちゃった。だからも読まれなくなかったのが…。

②ぼくは将来看護師さんにになりたいと思ってるんだけど、「男なのにおかしいよ」と言われちゃった。そうなのかな…？

③人とちがう意見を言つたら「空氣読めない」と言われた。人とちがうことと言つたらいけないのかな…？

④休みの日はゆっくりしたいのに、ずっと塾の予定が入つてる。お父さんは「おまえの将来のために」と言つけど…。

**2 ①～④の問題点は何でしょうか。**

2 ①～④の問題点は何でしょうか。

3 どんなことに気付き、どう考えましたか。

3 どんなことに気付き、どう考えましたか。

## 特集① 学習例 1-3 新型コロナウィルス感染症を例に考える「子どもの権利条約」

### ワークシート「新型コロナウィルス感染症を例に考える『子どもの権利条約』」について

**対象 高校生**  
**ねらい**  
 新型コロナウィルス感染症に関する偏見や差別を通じて、「子どもの権利条約」について理解する。  
 人権侵害を身近な問題ととらえ、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付ける。

#### 留意点

- 学級の実態により、配慮が必要な場合はグループの編成を工夫する。
- (材) 日本ユニセフ協会ホームページ (<https://www.unicef.or.jp/>) より、「子どもの権利条約カードブック」データをあらかじめダウンロードし、印刷・切り離しを行い、グループ数のカードセットを準備しておくことが必要である。



#### 特別な支援を要する生徒への配慮

- 「子どもの権利条約カードブック」から、使用するカードをあらかじめ選抜した上で実施する。  
 (例: 2,3,6,9,12,13,4,15,6,19,23,24,25,28,31,32条)  
 ・イラスト部分を拡大カラー印刷する。・ペーパースタートを作る。

#### 学習指導要領との関連（例）

- 保健(1)(ア)(イ) 公共A(3) 倫理A(1)ア 倫理B(2)ア 政治・経済A(1)ア(ア)
- 特別活動「ホームルーム活動」(3)ウ

#### 進め方

流れ	展開と内容
導入 (5分)	<p>例：新型コロナウィルス感染症の拡大に伴って、私たちの生活はどうに変化しただろうか。</p> <p>・「子どもの権利条約」について学ぼう。</p>
展開 (30分)	<p>【ワーク1】</p> <p>・グループごとに、机の上にカードを広げましょう。これは、「子どもの権利条約」のそれぞれの条文をカードにしたもののです。</p> <p>・新型コロナウィルスの感染拡大に伴って、私たちの周りや世界では、どのような人権の侵害や制約がわざつたと思いますか。グループで話し合い、理由と共にいくつか選ばう。（適宜インターネットや新聞記事等で調べるも可能）</p> <p>【ワーク2】</p> <p>・グループ活動を通して、どのようなことに気付き、どう考えましたか。</p> <p>【ワーク3】</p> <p>・今日からできることについて考えよう。</p>
まとめ (10分)	<p>【短縮して実施するためのアイデア】</p> <p>「子どもの権利条約カードブック」を読み、権利条約について知る。</p>

## ワークシート「やくそくをまもろう」

インターネットによる人権侵害をなくす

### 特集② 学習例 2-1 やくそくをまもろう

#### 対象 小学生（低学年から中学年）

ねらい

- ・約束を守ることの大切さについて知る。
- ・健康な生活リズム、生活習慣を身に付けることの大切さを知る。

#### 留意点

- ・【ワーク2】の例示は、児童の実態に応じて変更する。
- ・親子で話そう!!わが家のケータイ・スマホルールリーフレット（静岡県教育委員会社会教育課）を参考にして補足することも考えられる。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/keitaisumaho/calender.html>



特別支援学校での取り組み方法  
・「約束を守る」ことの大切さに焦点をあて、説明しながら進める。

#### 学習指導要領との関連（例）

- ・小学校 1・2・3・4年 道徳 C 総合的な学習の時間

#### 進め方

##### 流れ

導入 (5分)

例：みんなの家では、どのような約束がありますか？

【ワーク1】・家の約束が守れなかつたことがありますか。

それはどんな約束ですか。  
【ワーク2】・例えば、「家に帰る時間は夕方5時」「ゲームの時間は1時間」という約束があるとします。なぜ、このやくそくを守らなければならぬのでしょうか。  
・グループで話し合ってみましょう。

まとめ (10分)

【ワーク3】・どんなことに気付き、どう考えましたか。

1 家のやくそくを話し合う 2 ワーク2を実施する

1 家の約束が守れなかつたことはありますか。それはどんな約束ですか。

2 「家に帰る時間は夕方5時」「ゲームは1時間まで」という約束があるとします。  
なぜ、この約束を守らなければならないのでしょうか。

3 どうなことを考えましたか。

ここからは、資料として参考にしてください  
将来スマートフォンを持つみなさんへ

スマートフォンやゲーム機でインターネットに接続するときは、十分な注意をすることが大切です。小学生の皆さんには、スマートフォンを持つ前に、必ずお家の人と相談して使い方のルールを作り、話し合って、納得して決めてください。  
また、実際に何か問題が起きてしまっても、ひとりで解決しようとせず、かならず近くの大人に相談してください。



文部科学省・情報モラル教育の充実・児童生徒向け啓発資料「スマホ時代のキミたちへ」  
[http://www.mext.go.jp/bunya/it/it\\_kimiteki/it\\_kimiteki.html](http://www.mext.go.jp/bunya/it/it_kimiteki/it_kimiteki.html)



## インターネットによる人権侵害をなくそう

### ワークシート「あなたは大丈夫？インターネットの使い方」

#### 対象 小学生（高学年）から中学生

##### 特集② 学習例 2-2 あなたは大丈夫？インターネットの使い方

- 1 次の①～⑧はネットで相手を傷つけないために守るべき注意事項です。
- (1) ①～⑧のうち、あなたが大切だと思うものから順に、3つ枠の中に当てはめましょう。

**留意点**  
・SNSを含むインターネットの正しい使い方にについて考える。  
・情報発信について、相手の立場を考えた発信を中心とする意識を養う。

**留意点**  
・(公財)人権教育啓発推進センター「あなたは大丈夫？考え方～インターネットと人権」（三訂版）を参考資料とする。生徒の実態に応じ、指導者にて具体事例を準備し例示しても良い。

・ネットの利用状況やスマホの所持状況、学級内の人間関係、実際に大きな被害を受けたことのある生徒の有無等の実態を把握し、授業で扱う具体例やグループ作りなどに配慮する。

##### 特別支援学校での取り組み方法

・ワーク1 ①～⑧のケースを順にロールプレイで実践し、気づきの手がかりとする。

##### 学習指導要領との関連（例）

- ・小学校5・6年 道徳C 社会(4)ア、<sup>1</sup>社会「公民分野」D(1)ア 道徳C
- ・中学校 技術・家庭「技術分野」D(1)ア

##### 進め方

##### 流れ

##### 展開と内容

##### 導入

- (5分)  
例：一人一台端末が配付されて、良かったと感じていることを発表しましょう。  
(既に配付されていることを想定しています。)

##### 【ワーク1】

- ・次の①～⑧はネットで相手を傷つけないために守るべき注意事項です。あなたが最も大切な3つを選びましょう。

##### 【ワーク2】

- ・3つを選んだ理由をまとめ、グループのメンバーに伝えましょう。

- ・(公財)人権教育啓発推進センター「あなたは大丈夫？考え方～インターネットと人権」（三訂版）のP3、4、5を中心に提示する。

##### 【ワーク3】

- ・インターネットを利用したコミュニケーションでは、どんなことに気を付けていたいと考えましたか。

##### まとめ

- (10分)

【短縮して実施するためのアイデア】ワーク1、2を中心的に実施する。

## インターネットによる人権侵害をなくそう

### 特集② 学習例 2-3 ハートがなけりやコミュニケーションじやない

#### 対象 高校生

**ねらい**  
 • SNSを含むインターネットの正しい使い方について考える。  
 • 相手の立場を考えた情報発信について、示された情報発信時の注意事項がどうして大切なのか話し合うことを通して、人それぞれ多様な感じ方があることに気付き、相手の立場を考えた信を心がける意識を養う。

#### 留意点

- ・(公財)人権教育啓発推進センター「あなたは大丈夫?考え方やインターネットと人権」(三訂版)を参考資料とする。生徒の実態に応じ、指導者にて具体事例を準備し例示しても良い。
- ・ネットの利用状況やスマホの所持状況、学級内の人間関係、実際に大きな被害を受けたことのある生徒の有無等の実態を把握し、授業で扱う具体例やグループ作りなどに配慮する。

#### 特別支援学校での取り組み方法

- ・ワーク2(1)にて、①～⑧のケースを順にロールプレイで実践し、気づきの手がかりとする。

#### 学習指導要領との関連(例)

- ・情報Ⅰ(1)イ(イ)(ウ)  
特別活動「ホームルーム活動」(2)イ、フ、オ
- ・情報Ⅱ(1)ア(1) イ(1)  
公共(B)ア(エ)
- ・(3)ウ

#### 進め方

流れ	展開と内容
導入 (10分)	<p>・ネットを活用するとどんな良いこと(メリット)があるか／ネットの使い方を聞違えた事件や問題にはどんなことがあるか、考えよう。</p> <p>※意見がで出る場合は、具体的な事例を提示する。(「あなたは大丈夫?考え方やインターネットと人権」のp.3-4/p.5-12を参照しても良い。)</p>
【ワーク1】	<p>【ワーク2(1)】</p> <p>・自分のことだけではなく、相手を傷つけないために守るべきことについて、注意事項のうち自分が最も大切だと思うものを選ぼう。</p>
展開 (25分)	<p>【ワーク2(2)】</p> <p>・選んだ注意事項が守られないとき、相手はどんな被害を受けるか想像しよう。</p> <p>・選んだ注意事項と想像した被害を、グループ内で発表しよう。</p>
まとめ (10分)	<p>【ワーク3】</p> <p>・インターネットを利用する時は、どのように気を付けると良いですか。</p>

#### 【短縮して実施するためのアイデア】

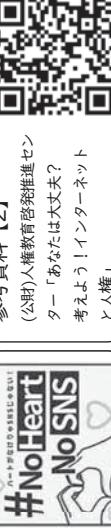
ワーク2 (1)、2 (2) を中心に進める。

**[#No Heart No SNS 「あなたを守る方法」の紹介]**  
 •SNSはハートをつなげるものの、あなたのものを守る方法がある。《①プロックやミュートで距離を置く。②投稿の削除依頼ができる。※削除依頼は必要が必須。③人権相談窓口にも相談できる。》  
 •投稿で人を傷つけてはいけない。人それぞれ感じ方が異なる。

#### 参考資料【1】

【#No Heart No SNS】  
 総務省ホームページ  
 SNSにおける誹謗中傷対策

#### 参考資料【2】



ワークシート「コロナに負けない生活をおくろう」

特集③ 学習例 3-1 コロナ(新型コロナウイルス)にまけないせいかつをおくろう

園児から小学生(低学年)

・互いを尊重する心情を培い、認め合う態度の育成を図る。  
・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式を身に付けることの大切さを知る。

**留意点**  
「新型コロナウイルス感染症に係る啓発動画」(文部科学省10月16日付事務連絡)、「やめようコロナ差別」(静岡県公式ホームページ)『ふじのくにネットテレビ』(小中学校用)を視聴するなど、園児や児童の実態に合わせて資料は工夫する。  
・園児や児童の実態に合わせて「資料」は変更して行く。



**特別支援学校での取り組み方法**

- ・紙芝居等を作成するなど、専門的な
- ・感情補助カード等を活用する。

総合的な学習の時間  
・道徳C  
・小学校1・2年  
学習指導要領との関連 (例)

進め力

新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別をなくそなう

**特集③ 学習例 3-2 全ての人が被害者にもならないために**

**対象** 小学生（高学年）から中学生  
**ねらい**  
・新型コロナウイルス感染症に関連する差別が身近に広がっていることを知る。  
・感染症の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることを理解する。

- 留意点**  
・資料の提示について、紙芝居等可視化することで分かりやすく提示する。  
・学習者の実態を把握し、グループ作りなどに配慮する。  
・新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」（6分40秒 日本赤十字社）  
の動画を活用する。

**特別支援学校での取り組み方法**

- ・資料の提示について、紙芝居等可視化することで分かりやすく提示する。

**学習指導要領との関連（例）**

- ・小学校5・6年 道徳C 総合的な学習の時間  
・中学校 道徳C 特別活動「学級活動」（2）ア、エ 総合的な学習の時間

**進め方**

**流れ** 展開と内容

【ワーク1】  
例：新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの生活はどうに影響を受けたでしょうか。自分の生活を振り返って、グループで話してみましょう。

**導入**  
(5分)

【ワーク1】  
・「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」の動画を視聴し、新型コロナウイルスの3つの顔（病気、不安、差別）について、わかったことをまとめましょう。  
・グループの意見を共有しましょう。

**展開**  
(30分)

【ワーク2】  
・資料を読み、それぞれ差別や偏見を受ける立場になつて、どのような気持ちになるか考えてみましょう。

【ワーク3】

- ・どんなことに気付き、どう考えましたか。  
・グループまたは全体で「振り返り」を共有しましょう。  
・これから的生活に活かせることについて書いてみましょう。

**まとめ**  
(10分)  
【短縮して実施するためのアイデア】資料や動画視聴のどちらかを行い、ワーク3を中心につづめる。

**ワークシート「全ての人が被害者にもならないために」**

**【資料】**

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴つて、さまざまな偏見や差別の事例が報道されました。  
・県外ナンバーをつけた車が、いたずら書きをされたり、傷つけられたりした。  
・日本に何年も住んでいるのに、外国人だからという理由で避けられる。  
・インターネットで「コロナに感染した人の住所や氏名を教えろ」という書き込みがあつた。  
また、治療および感染拡大を防ぐために、受け入れ病院は**大変重要な役割**を果たしていますが、医療従事者等への**様々な差別的な言動**（「タクシーに乗り降りしない」と「施設やマジックのエレベーター内で嫌がられる」）も報道されています。

- 1 新型コロナウイルスの3つの顔（病気、不安、差別）について、わかったことをまとめましょう。

- 2 それぞれ差別や偏見を受ける立場にたつて、どのような気持ちになるか考えてみましょう。  
自分が（車の持ち主 外国の人 医療従事者）だったら

- 3 どんなことに気付き、どう考えましたか。  
これからの生活に活かせることについて書いてみましょう。

### 特集③ 学習例 3-3 新型コロナウィルスと私たちの生活

#### 対象 高校生

##### ねらい

- ・新型コロナウィルス感染症に関する差別が身近に広がっていることを知る。
- ・感染症の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることを理解する。

##### 留意点

- ・学習者の実態を把握し、グループ作りなどに配慮する。
- ・「新型コロナウィルスの3つの顔を知ろう！」（6分40秒 日本赤十字社）の動画を活用する。
- ・参考資料の提供や、インターネットでの調べ学習に対応する。

##### 特別支援学校での取り組み方法

資料について、紙芝居等可視化することで分かりやすく提示する。

##### 学習指導要領との関連（例）

- ・特別活動「ホームルーム活動」(2)ア 公共A(1)、(3)ア、C

#### 進め方

##### 流れ 展開と内容

1 対象生 調べたこと	ワークシート「新型コロナウィルスと私たちの生活」 新型コロナウィルス感染症の現在の状況を確認しましょう。		
2 留意点 理由	2 「新型コロナウィルスの3つの顔を知ろう！」 最も恐ろしいと感じたもの…（ ）		
3 進め方 調べたこと	3 医療従事者の方々の状況について調べましょう。		
4 まとめ 時間	4 どんなことに気付き、どう考えましたか。また、これから的生活に活かせることについて考えてみましょう。		
【短縮して実施するためのアイデア】 ワーク1の資料について、指導者が提示することで時間を短縮する。			

## 学習例4 その会話をどう思う？

### 対象 小学生（中・高学年）

軽い気持ちで言ったことや行ったことが相手を傷つけたり、はじめにつながったりすることを知る。  
・じめや差別をなくす行動について考える。  
・傍観者にならぬように、自分には何ができるか考える。

**留意点**  
・たれても間違えることがあることを知り、間違えてもよい学級の雰囲気づくりにつなげる。  
・相手を傷つけるような言動や行動をしない、見て見ぬふりをしないという気持ちにつなげる。  
・学力の低い児童への配慮を行う。

### 特別支援学校での取り組み方法

・資料をロールプレイで行うなど、会話の内容を分かりやすく説明する手立てを工夫する。

#### 学習指導要領との関連（例）

- ・小学校3・4年 道徳日
- ・小学校5・6年 道徳日

### 進め方

#### 流れ

#### 展開と内容

#### 導入 (5分)

例：授業中、答えを間違えたとき、どんな気持ちになりましたか。

#### 【ワーク1】

【資料】学校の休み時間の2人の会話です。2人の会話を読み、あなたはどんなことを思い出しましたか。（ロールプレイで行ってもよい）

#### 【ワーク2】

【ワーク3】この2人の会話を近くで聞いていたDさんがあなただったら、どのような行動ができるでしょうか。

#### 【ワーク4】

- ・どんなことに気付き、どう考えましたか。
- ・グループまたは全体で「振り返り」を共有しましょう。

#### まとめ (10分)

【短縮して実施するためのアイデア】  
帰りの会等でこの会話を読み、どのように思ったか投げかけたり、この会話を近くで聞いていたら「あなたならどうする？」と質問してみたりする。

#### 【資料】休み時間中、2人が大きな声で会話をしています。

Aさん 今日の国語の時間、Cさんの漢字の間違いが多かったね。  
Bさん あんなに間違えると恥ずかしいよね。でも、Cさんは間違えても笑っていたからね。  
Aさん そういえば、この前、Cさんの漢字テストの点数を聞いたんだよね。  
Bさん えつ。何点だったの。  
Aさん 言えないよ。

Bさん 教えてよ。教えてよ。

Aさん Cさんは気にしていないようだからいいかな。実は、△点だったんだよ。  
Bさん え～そうなの。クラスのみんなに言ふらしゃおうよ。

#### ワークシート「その会話をどう思う？」

1 【資料】の2人の会話を読み、あなたはどんなことを思い出しましたか。

2 間違えて笑っていたCさんほんな気持ちだったでしょうか。

3 この2人の会話を近くで聞いていたDさんがあなただったら、どういう行動ができるでしょうか。

4 どんなことに気付き、どう考えましたか。



## 学習例 6 社会にとって大切な宝物

**対象** 小学生(中学年) から中学生

**ねらい**  
・高齢者に対する決めてきた考え方や接し方が差別になることを理解するとともに、高齢者一人一人の生き方や考え方を尊重する態度を身に付ける。

**留意点**

・学習者の家族に高齢者がいるか等、実態把握してからグループ作りなどに配慮する。  
・漫画の内容や「お父さん」の気持ちを理解できるよう、児童生徒の実態に合わせて役割演技等を行う。

**特別支援学校での取り組み方法**

・漫画の内容や「お父さん」の気持ちを理解できるよう、児童生徒の実態に合わせて役割演技等を行う。

**学習指導要領との関連** (例)

- ・小学校3・4年 道徳B、C 家庭科A(3)
- ・小学校5・6年 道徳B、C 家庭科A(1)C(1) 道徳C 技術・家庭「家庭分野」A(3)
- ・中学校 社会「公民的分野」A(1)

**進め方**

流れ	展開と内容
導入(5分)	例：高齢者について、普段感じているイメージを挙げてみましょう。
【ワーク1】	4コマ漫画を読みましょう。
【ワーク2】	①と④の場面について、お父さんの気持ちを想像して書きましょう。
【ワーク3】	あなたが知っている「有名人で活躍している高齢者」や「身近な人」であなたや地域を支えてくれている高齢者」を友達に紹介しましょう。
【ワーク4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どんなことに気付き、どう考えましたか。</li> <li>・グループまたは全体で「振り返り」を共有しましょう。</li> </ul>
まとめ(10分)	4 どんなことに気付き、どう考えましたか。

【短縮して実施するためのアイデア】

4コマ漫画を読み、「高齢者はこうあるべき」という①の場面のお父さんのように、高齢者に対する決めてきた考え方をしていることに気付かせる。自分が知っている「有名人で活躍している高齢者」や「身近な人で自分や地域を支えている高齢者」などを挙げていくことで、年齢に関係なく活躍している方や、高齢者だからこそできることや知っていることがあることに気付かせいく。

「有名人の高齢者例」：冒険家の三浦雄一郎さん、スーパーボランティアの尾畠泰夫さん等

「地域を支えている高齢者」：登下校の見守り隊、ボランティア、地域の防災委員等

## ワークシート 「社会にとって大切な宝物」



出典：コッコロ通信「漫画 桜田 幸子」

①の場面で、お父さんは、なぜおじいちゃんの手伝いを断ったのでしょうか。

4 コマまんがを読みましょう。

お父さんの気持ちを想像して書いてみましょう。

①の場面で、お父さんは、なぜおじいちゃんの手伝いを断ったのでしょうか。

4 どんなことに気付き、どう考えましたか。

## 学習例7 パラリンピックから共に生きる社会を考えてみよう

対象 小学生(高学年)から高校生

**ねらい**  
・パラリンピックを題材に、競技方法やルールを変更することで取り組めそうな「新競技」を考え、共生社会の実現に向けたありかた・考え方を見直すことができる。

・実態に応じて、学習グループをあらかじめ分けておく。

・パラスポーツが「障害のある人も一緒に参加できるスポーツ」であることに気づくようにしていく。

・体育館など広い場所を活用し、体験を通して考えたり学んだりすることに重点を置く。

・体験するスポーツについては児童生徒の実態に合わせて決める。

### 学習指導要領との関連（例）

- ・小学校：体育　Eボール運動、特別活動「学校行事」（3）
- ・中学校：保健体育　E球技　特別活動「学校行事」（3）
- ・高等学校：体育　E球技　特別活動「学校行事」（3）

### 進め方

#### 流れ

「これは何でしょう？」  
(パラスポーツで使用する道具の紹介などができると良い：写真も可)

パラスポーツから、共に生きる社会（共生社会）について考えます。

#### 【ワーク1】『シッティングバレー』ボールを体験してみよう

- ・「いまから、グループに分かれて体験しましょう。」(体験活動)
- ・「パラスポーツを体験してみて、気ついたことは何かな？」(シェアリング)
- ・「パラリンピック競技のビデオを見ましょう。」(次の活動への興味喚起)

※競技している映像、経験者の話など「ルールづくり」のヒントに繋がるように

#### 【ワーク2】『私たちが考えるパラスポーツの新競技を作ってみよう』

- ・グループに分かれ、「ゴルフ」、「スポーツクライミング」、「ホッケー」、「野球」の中から好きな種目をグループ内で一つ選択し、「ルールの変更」や「必要な道具」などから、「新パラスポーツ」「新種目」を考案しましょう。
- ・アイマスクを装着したり、腕や足を固定し動かしづらさを作ったりして、実際にやってみながら考えましょう。
- ・「新競技作成のヒント」を参考に、児童生徒の実態に合わせて新競技を考える。

- まとめ（5分）**
- ・これらの生活にどんなことが活かせそうですか。

#### 【ワーク3】

- ・新競技作成のヒントがある人が参加できるようにするためにには…。」と考えることで、競技が具体的になってしまいます。(ex：目が見えない人がホッケーをするなど)

#### 3 これからの生活にどんなことが活かせそうですか。

☆新競技作成のヒント☆  
「こういう障害のある人が参加できるようにするためにには…。」と考えることで、競技が具体的になってしまいます。(ex：目が見えない人がホッケーをするなど)

【短縮して実施するためのアイデア】  
夏季パラリンピックの競技は、現在 22 種目。その内、パラリンピックだけの独自競技は「ボッチャ」と「ゴールボール」のみ。その他の競技は道具の工夫やルールの変更で成り立っています。オリジナル競技の写真とパラリンピック競技の写真の「ペアマッチングゲーム」などで「障害のある人のスポーツへの参加」や「障害のある人と一緒に参加する社会」について考えていく。

#### 1 「シッティングバレー」ボールを体験してみよう！

基本的なルール	座ったまま、床に臀部(でんぶ)の一部が常に接触したままバレーボールを行います。サーブ、ブロック、アタックなどで立ち上がりたり、飛び跳ねたりすると反則になってしまいます。
シッティングバレー ボールの特別ルール い、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手足はアッソブーンやコート外のフリー、ゾーンにあってよい</li> <li>・競技者は、スパイクをする場合に、臀部をコートから浮かしてはならない</li> <li>・前衛は、相手チームのサービスをブロックすることが許される。ブロックを行う時、競技者はコートから臀部を持ち上げることはできない、レシーブの時、短時間であれば臀部の離床は許される(その「程度」は審判員の判断に任されるが、立ち上がりや歩くことは禁止されている)</li> <li>・ラリーポイント制で行う。サーブから始まり攻撃を決めるか、ミスや反則をしなかった側がドライバー勝となり、1 ポイントを得得する。</li> <li>・得点はサーブ種とは関係なく入り、25 ポイント先取した方が 1 セット獲得となる。「5 セットマッチ」で試合を行い 3 セット先取したチームの勝利となるが、最終の第 5 セットのみ 15 点先取した方が勝利。また、ルール改正で新しく追加された、サーブがネットに触れる“ネットイン”も認められている。</li> </ul>

#### 2 「僕たちが考えるパラスポーツの新競技」を作ってみよう！ (グループ活動ワークシート例)

得点について	 <p>「僕たちが考えるパラスポーツの新競技」を作ってみよう！</p>	新競技名「 (元の競技名「 」)	使用してよい道具 道具の工夫
			競技のルール

## 外国人の人権を尊重しよう

## 学習例 8 いろいろなせかいをしきう 対象 園児から小学生(低学年)

**ねらい**  
・虹の塗り絵をきっかけとして、世界の異なる文化や生活習慣について知るとともに様々な国の人々や文化に親しもうとする意識を高める。

**留意点**

- ・世界各国の子供達や生活が掲載されている写真絵本等を用意する。
- ・外国人の児童がいる場合には、十分な配慮をする。
- ・外国人と交流する機会をつくり、考える機会を設定することも考えられる。

**特別支援学校での取り組み方法**

- ・世界各国の人々(子供達)や生活が掲載されている写真絵本等を見ながら世界の子供達の生活について話し合う。

**学習指導要領との関連** (例)

・小学校 1・2年 道徳 C

**進め方****流れ****展開と内容****導入(5分)** 例: 知っている世界の国の名前を挙げてみよう。**【ワーク1】**

- ・虹の色を塗ってみよう。
- ・様々な国の虹の色は、共通して7色というわけではなく、一番少ない国は2色、多い国では8色であり、見える色も様々である。
- ・園児、児童もそれぞれにとつて虹があり、みんな同じ虹は描かない。
- ・世界各国の子供達や生活が掲載されている写真絵本等を見よう。

**展開**

(25分)

- ・世界各国の生活について、わかったことを発表しよう。
- ・言葉、食べ物、遊び等の生活様式の違いに目を向ける。

**【ワーク2】**

- ・世界の人々(子供達)にどんなことを聞いてみたいですか。また、どんなことを一緒にしてみたいですか。
- ・世界の遊びを体験してみよう。

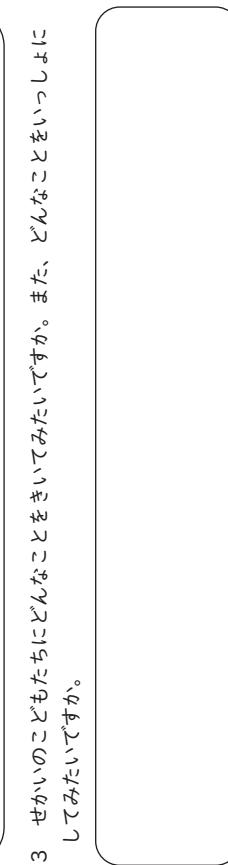
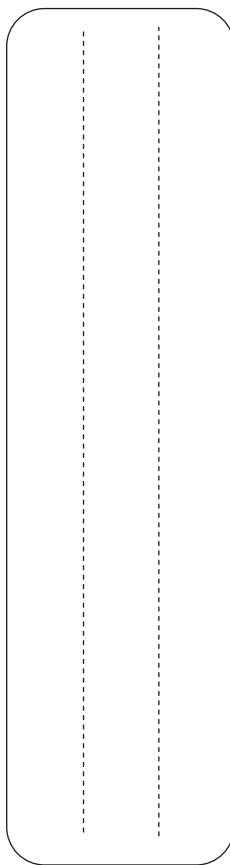
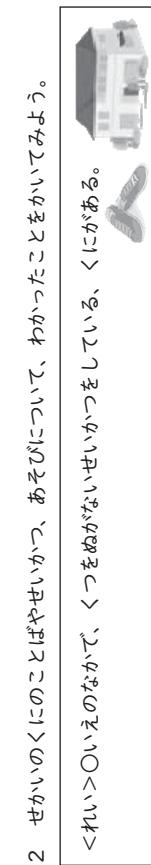
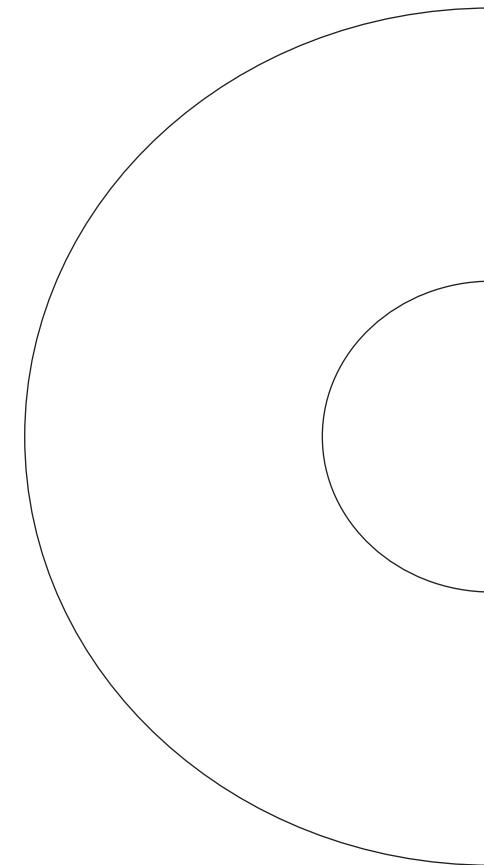
例(フォーランクダンス「マイムマイム:イスラエル」「ジェンカ:フィンランド」等)

**まとめ(15分)**

【短縮して実施するためのアイデア】  
世界各国の人々(子供達)や生活が掲載されている写真絵本等を見ながら、世界の子供達の生活や遊びについて話し合う。

**ワークシート 「いろいろなせかいをしきう」**

1 「にじ」をかこう。



性の多様性を知り、偏見や差別をなくす

### 学習例 9 みんなに知ってもらいたい多様な性

対象 中学生 高校生

ねらい  
・性の多様性（LGBT）について理解することで、人間一人一人違うこと、だれもが自分の性が尊重されることについて考える。  
・自分の性に向き合い、他人の多様性を認め、尊重し偏見や差別をなくそうとする意欲をもつ。

#### 留意点

・静岡県人権啓発センター資料を活用する。（資料：人権リーフレットVOL.5「性の多様性について考えてみませんか」）  
・生徒の実態を踏まえ、進め方を工夫する。

#### 特別支援学校での取り組み方法

・資料の内容について一人一人の生徒が理解できるよう、それぞれの特性に合わせて工夫して提示する。

#### 特別活動「ホームルーム活動」（2）ア、イ、エ、オ

#### 進め方

#### 流れ

#### 学習指導要領との関連（例）

・中学校 道徳 C、特別活動「学級活動」（2）ア、イ、ウ  
・高等学校：公共 A(3)（ア）イ、政治・経済 A(1)ア(ア)、  
特別活動「ホームルーム活動」（2）ア、イ、エ、オ

#### 展開と内容

・性（セクシュアリティ）について知ろう。私たち一人の性は、様々な要素が絡み合ってかたづくられています。  
「戸籍上の性」生まれもつた身体の性のこと」「こころの性」：自分自身の性別をどう認識しているか」「好きになる性」：恋愛の対象となる人の性」「表現する性」：服装や性格、趣味や振る舞い方など  
・男女などはっきりどちらか一方に分けられるものではないため、「性はグラデーション」と言われることもあります。

【ワーク1】：自分の性がそれぞの要素のどのあたりにあるのかをイメージしてみましょう。（記入はしません。）

【ワーク2】：資料1・2を読んで性の多様性（LGBT）について理解します。

【ワーク3】：LGBTの人たちの抱えている問題について理解します。  
・資料3から、感じたことを書きましょう。

【ワーク4】：今日からできることについて考えましょう。

まとめ（10分）

【短縮して実施するためのアイデア】  
生徒が、人権リーフレット VOL.5「性の多様性について考えてみませんか」を熟読する。  
その後、教職員から内容について補足説明する。

### ワークシート「みんなに知ってもらいたい多様な性」

1 自分の性がそれぞれの要素のどのあたりにあるのかをイメージしてみましょう。（記入はしません。）

戸籍上の性：	男	女
こころの性：	男	女
好きになる性：	男	女
表現する性：	男	女

- 2 【資料1・2】から、わかったことを書きましょう。  
(人権リーフレットVOL.5「性の多様性について考えてみませんか」静岡県人権啓発センターより)



【資料1】レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの英語の4つの頭文字を合わせた言葉です。LGBT以外にもアクセシブル（無性愛）、エクスチヨニング（自分自身の性自認や性的指向が流れ動いている）、エックスジェンダー（セクシュアリティを決められないなどの人）などさまざま人がいます。このようない性のあり方が少數の人たちをひろく総称してLGBTと呼ぶこともあります。このリーフレットではLGBTという表現を使っています。

性的指向 (好きになる性)		性自認 (こころの性)	
Lesbian レズビアン 女性	Gay ゲイ 女性	Bisexual バイセクシュアル 男性	Transgender トランスジェンダー 男性を好きになること よりもあれば同性を好きになることもある人
女性	女性	男性	性が一致しない人 性が同一性障害者を含みます

【資料2】日本人のおよそ5～8%（13人に1人くらい）がLGBT等の性的少数者であるといわれています。これは日本に多い名字のトップ6である、佐藤さん、鈴木さん、高橋さん、田中さん、渡辺さん、伊藤さんの合計人口割合より多いと推測されます。しかし、これだけLGBTの人がいると推測されるのに、実感としてそう感じなかつたり、会ったことがなかつたりという人がいるのはなぜでしょうか。それはLGBTの人々が「見えにくく」存在だからです。また周囲の人人に知られることが多く生活をしている人もいます。

- 3 【資料3】から感じたことを書きましょう。  
(人権リーフレットVOL.5「性の多様性について考えてみませんか」静岡県人権啓発センターより)

【資料3】LGBTの人が、自分を素直に表現できず、隠して生活していくのはどうしてでしょうか。打ち明けたくてもできない零氷感が、学校や職場などにあるかもしません。「性別」は「男か女」、「好きになる性」は「異性」というのが「普通」で、これ以外は「普通ではない」という考え方が根強くあり、「普通ではないこと」「よくないこと」と思ふ風潮があります。周囲からいじめられたり、からかわれたりすることで自傷行為をしたり、うつ症状から自殺念慮（願望）を抱き、自殺につながることもあります。また、LGBTに対する理解が進んでいないため、当事者が学校や職場でセクハラを受けたり、進学や就職活動の中で困難を感じるなど、不利益な扱いを受けたりすることも少なくありません。

- 4 今日からできることについて考えましょう。

## 2 個々の人権課題

一人一人の人権が守られる社会を実現していくために、各人権課題に対する知識や理解を深め、その課題解決に向けた実践的な態度を培っていくことが大切です。 法務省人権擁護局HP「啓発活動強調事項」（令和2年）より

### 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシーシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント）などの人権問題が発生しています。女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 子どもの人権を守ろう

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの権利を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 部落差別(同和問題)を解消しよう

部落差別(同和問題)については、インターネット上の差別書き込み、結婚における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。このような状況の中で、平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題について理解を深めていくことが必要です。

### アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。



ウポポイ「民族共生象徴空間」  
北海道白老町  
2020年開所

参考

### 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集めている中、平成28年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

### HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう

エイズ、肝炎、新型コロナウイルス感染症等の感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」にもあるとおり、ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実です。ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれている境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穡が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者とその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### インターネットによる人権侵害をなくそう

スマートフォンなどの普及とあいまって、インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。特に、近時は、青少年を中心に、ネットいじめや、いわゆるリベンジポルノと呼ばれる画像の流出・拡散なども問題となっています。個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

### 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

### ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 人身取引をなくそう

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう

同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見から、場合によっては職場を追われたりするなどの人権問題が発生しています。また、性自認に関する偏見から、からの性とこころの性が一致していない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題も指摘されています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

福島第一原子力発電所事故の影響による避難生活の長期化に伴うトラブルや、被災地からの避難者に対するいじめなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人一人が震災の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

## コラム 【同和問題】

### 「子らにさせまいこの思い」

本間 肥土美 氏

(静岡県人権会議委員 2008年～現在)

これまで多くの人の人権相談にのってきた。

勤めて間もない頃、娘さんの結婚のことで悩んでいる父親が相談に来た。「大手の企業に勤めている娘の結婚がその直前になつて、方角が悪いからとか、たった一人の娘さんに嫁として家に入つてもらつては申し訳がないから」という理由で二度破談になつた」「破談になった本当の理由は私の出身が同和地区だからではないか」という相談だった。その頃の同和運動では、「子らにさせまいこの思い」をスローガンに同和地区の大人たちは声をあげて運動をしていた。

時代は変わり、今、その頃の子どもが恋をする年頃になった。親たちが望んだように同和の差別はなくなっているだろうか、頑張ってきた親たちは安心して成長した子どもの結婚を見守つていられるだろうか。残念ながら、結婚差別はなくなっていない。

最近になって若い娘さんをもつ母親から相談があった。娘がお付き合いしていた相手から「親が結婚を反対しているので結婚できない」と言われ、娘は何度もその理由を聞いたが、結局その理由は知らされなかつた。娘は自分の生まれ育った地域がかつて「部落」といわれ、差別されてきた地域だということを知らない。娘に出自にまつわるいわれなき差別について伝えなければならぬ。そして、相手にもそのことを告げなくてはならない。親にとって、二重、三重の苦しみである。娘は今まで恋をしている。親心に重くのしかかる問題である。

人間がつくり上げたいわれなき不条理な差別は一日も早く人の手によって絶たなければならない。若い世代が自由に恋をし、結婚をして、人間社会に新しい命をつないでいってもらうためにも。

## コラム 【ヤングケアラー】

「ヤングケアラー」の子どもたちは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかつたりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。また、その結果、勉強がうまくいかなかったり、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことも考えられます。

しかし、子ども自身はそのような状況に気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せてなつたりしている子どもも多くいます。

そのような状況の子どもに対して、まわりの大人が早く気づき、子どもの想いを聴き、必要な支援につなげて「不適切なケア」や「過度なケア」を行う状況を改善することで、たとえケアをしながらであつても、子どもらしく生きる権利を回復し、子どもが自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが求められています。

2019年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの早期対応に関する研究 「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)」より

## 第3章 振り返りましょう、あなたの権感覚

### I ハラスメントについて考える～具体的な事例を通して～

私たち教職員は、ハラスメントについて理解し、日頃の言動を振り返ることで、互いを尊重することや、風通しの良い職場環境づくりの大切さについて意識を高めなければなりません。ここでは事例を紹介します。（実際の事案を脚色しています。）  
どのような問題があり、どうすれば防止できるのか考えてください。

#### 【学習例1】セクシュアル・ハラスメント

加害者・・・男性教諭A（50歳代）

被害者・・・女性教諭B（20歳代）

Aは指導的な立場の教員として、普段Bに対して指導をしていました。

Aの呼びかけにより、A、Bを含めた同じ学年部の5人で飲食店で懇親会を行いました。Aは懇親会の終了後、Bの運転する車で自宅まで送ってもらうこととしました。帰宅する途中、Aは自宅とは別の人気のない場所に車を誘導し、停車した車内でBに抱き着き頬にキスをしました。

Bは、信頼しているAからそのような行為をされて驚き、「やめてください」と身体を離しました。Aは我に返り、「ごめん」と謝り、そのまま帰りました。

Bは、相談することを迷いましたが、やはりAのことを許すことができず、管理職に相談することとしました。

教育委員会では、Aに聴取を行いました。Aは、このようなことをしたことについて、以下のように答えました。

- ・自分を信頼して相談をしてくれる被害者を可愛い、愛おしいと感じた。
- ・抱きしめたい、キスしたいと思って人気のないところに誘導した。
- ・通常の理性があれば絶対にしない行動であった。

教育委員会では、悪質なセクハラ行為であるとして、懲戒処分を行いました。

処分内容：停職3月

処分は公表され、Aは今後教職を続けることはできないと思い、処分と同日付で自主退職しました。

#### 【学習例2】パワー・ハラスメント

加害者・・・男性教諭C（30歳代）

被害者・・・男性教諭D（20歳代）

教員として採用されたばかりのDは、普段から中堅の教員であるCが指導していました。

Dは慣れないことから、クラス運営に関する失敗をすることがあり、そうした際には、CはDのフォローをしたり、アドバイスしたりしていました。

一方でCは、飲み会などでDの服装をからかったり、飲み会での働きをチェックしたりということを複数回行っていたため、Dは嫌な気分になることもありました。

12月の学校の忘年会において、幹事役となったCは、出席者を楽しませようと余興を考え、Dの失敗をランキング形式にして内容を隠し、出席者に当てさせるゲームを考えました。

忘年会の当日、Cが主導してゲームを進めました。参加者はDの失敗をグループで相談して発表しました。Dはそれを聞いて嫌な気持ちになりましたが黙っていました。ゲームについて誰も「止めよう」とは言いませんでした。忘年会から数日経って、Dは気持ちが落ち込み、学校に行くことができなくなりました。家族は心配になり、学校に相談しました。

教育委員会ではCに聴取を行いました。Cは次のように答えました。

- ・みんなが楽しむと思ってやった。
- ・Dが嫌な気持ちになるだろうという考えが足りなかった。

教育委員会では、不適切な行為として、懲戒処分を行いました。

処分内容：減給10分の1ヶ月

なお、管理職も行為を止めずゲームに参加した責任を問い合わせ、戒告の懲戒処分を受けました。

### 【学習例 1】

問題点

防止策

### 【学習例 2】

問題点

防止策

## 【参考資料】

教育委員会ではハラスメント行為に対し、懲戒処分の基準で標準量定を定めています。

※ハラスメント行為等関係（児童生徒に対するもの）を除く）

処 分 事 由			免職	停職	減給	戒告	備考
1 セクシアル・ハラスメント	(1)	職場における性的な言動によって、その就業環境を害した場合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(2)	(1)により、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患する等の結果を生じさせた場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(3)	職場における地位を利用して性的な言動の受け入れを強要し、又は性的な言動を拒否等された場合に就労上の不当な扱いをした場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
2 パワー・ハラスメント	(1)	職場における優越的な関係を利用した言動によって、その就業環境を害した場合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(2)	(1)により、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患する等の結果を生じさせた場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	(3)	(1)において、相手に危害を加えることを目的とした行為を行った場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
3 その他のハラスメント	(1)	職場における嫌がらせ等の行為によって、その就業環境を害した場合		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(2)	(1)により、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患する等の結果を生じさせた場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

懲戒処分を受けると、事案が公表されます。社会的な影響は大きく、教育行政に対する県民の信頼を大きく損ないます。また、給与の減額など経済的な不利益も生じます。

ちなみに、停職や減給などの処分を受けると、期末勤勉手当の不支給・減額は一時的ですが、次期昇給期における昇給抑制の影響は生涯にわたり続くことになります。その結果、生涯賃金の差は以下のとおり、かなり大きなものになります。

○50歳教諭 停職3月	・・・	約250万円
○35歳教諭 減給1/10 1月	・・・	約70万円

## 2 ハラスメントをなくすためには

28ページの事例は、いずれも相手の人権を無視した許し難い事例です。いわゆるハラスメントと呼ばれるものは、現在多くの種類が存在しています。その中でも、パワーハラスメントとセクシュアルハラスメントの2つについて考えてみましょう。

### (1) 職場におけるパワーハラスメントとは

#### 定義

職場における優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されること

具体的な行為として、次の6つの類型に分類することができます。

#### 1 身体的な攻撃

- ・暴行
- ・傷害

#### 3 人間関係から切り離し

- ・隔離
- ・仲間外し
- ・無視

#### 5 過小な要求

- ・程度の低い仕事を命ずること
- ・仕事を与えないこと

#### 2 精神的な攻撃

- ・暴言、侮辱、名誉棄損
- ・執拗な非難、叱責
- ・威圧的な態度

#### 4 過大な要求

- ・不要なことや遂行不可能なことの強制
- ・仕事の妨害

#### 6 個の侵害

- ・プライベートの監視
- ・個人情報の暴露

### (2) 職場におけるセクシュアルハラスメントとは

#### 定義

(セクシュアルハラスメント)

性的な言動により相手を不快にさせること

(対価型セクシュアルハラスメント)

職場における性的な言動に対して、拒否等の対応をとったことにより、その者が不利益を受けること

(環境型セクシュアルハラスメント)

職場における性的な言動によって、その就業環境が害されること

対価型セクシュアルハラスメントと、環境型セクシュアルハラスメントの具体的な行為として、次の類型に分類することができます。

#### 対価型セクシュアルハラスメント

#### 1 代償型

性的な言動の受け入れを、労働条件の面で有利な扱いをする条件として提示すること

#### 2 報酬型

性的な言動を拒否等された場合に、労働条件の面で不当な扱いをすること

#### 3 地位利用型

職場での地位が高いことを利用して、性的な言動を行うこと

#### 環境型セクシュアルハラスメント

#### 1 視覚型

- ・わいせつ物の配布、掲示等
- ・性的なアピールを感じさせる振舞い

#### 2 発言型

- ・性的な質問、冗談やからかい
- ・個人的な性的嗜好や体験の話題
- ・性的な内容の情報や噂の流布
- ・交際、食事等への執拗な誘い

#### 3 身体接触型

- ・性的な関係の強要
- ・必要のない身体への接触
- ・強姦、強制わいせつ、のぞき、盗撮

組織として不祥事を防ぐためには、日頃から教職員間でコミュニケーションを密にとり、小さな異変に気付けるようにすることが大切です。また、不祥事の多くに共通している事は

「これくらいやっても大丈夫だろう」「自分もこれくらいは耐えてきた」「相手もきっと望んでいるはずだ」などといった、独りよがりの考え方や思い込みが根底にあるのではないでしょう。個人として不祥事を防ぐためには、自分中心で物事を考えるのではなく、相手の気持ちを考える（「他者への想像力」をもつ）ことが大切です。次ページのチェックシートを利用して、日頃の教育活動が「他者への想像力」をともなっているか確認をしてみましょう。

### 3 振り返りましょう、あなたの権感覚（チェックシート）

子供たちの権意識を育てていく上で、私たち教職員の日頃の言動には大きな影響力があります。また、組織として不祥事を防ぐことが大切です。他者への想像力を働かせましょう。

		項目	○△×で評価してみましょう	/	/	/
1	見直そう人権感覚	どの子供にも積極的に挨拶をしていますか。				
2		子供一人一人の顔を見て、敬称をつけて名前を呼んでいますか。				
3		どのような理由があっても、体罰はしていませんか。				
4		不調を訴える子供の言葉を受け止めていますか。				
5		子供との約束は守っていますか。				
6		チャイムでの授業開始・終了など、時間を守っていますか。				
7		丁寧な言葉遣いをし、子供の模範となっていますか。				
8		一人でぽつんとしている子供に声掛けしていますか。				
9		子供の努力を認める言葉掛けをしていますか。				
10		子供たちが発言する機会を平等に与えていますか。				
11		子供の多様な意見や考え方を取り上げていますか。				
12		間違いや失敗を嘲笑する子供を見逃していませんか。				
13		子供同士、兄弟姉妹などと比較してしまっていませんか。				
14		欠席の子供の机上等のプリントを確認し、欠席の児童生徒に渡していますか。				
15		視力や聴力、身長、男女等に配慮した座席配置になっていますか。				
16		保護者や地域の方々との連絡・協力体制がありますか。保護者の意見に耳を傾けていますか。				
17		個人情報について、適切に取り扱っていますか。				
18	見直そう人権感覚（教職員同士で）	発言と行動に矛盾はありませんか。				
19		自分の価値観だけを正しいと思っていませんか。				
20		間違った言動をしてしまった時は、誤りを認め適切な行動を取っていますか。				
21		不快に感じるかどうかは、相手(子供も含む)の気持ちのみで決まるこを理解していますか。				
22		どのような行動がハラスメントにあたるかを理解し、適切なコミュニケーションをとるよう心がけていますか。				
23		他の教職員が気になる生徒指導をしていても、見て見ぬふりをしていませんか。				
24		相手(子供も含む)が、必ずセクハラを止めてほしいと意思表示するとは限らないことを理解していますか。				
25		同僚が、ちょっと変だな 大丈夫かな それはおかしいと思ったら教職員同士で声を掛け合ったり注意し合ったりしていますか。				
26		研修や所属長からの指導を、他人事と思わずに、自分事として捉え自分の言動について振り返っていますか。				
27		教職員間に、何でも話し合える協力体制がありますか。				

## 4 関係機関及び相談機関の紹介

24時間子供SOSダイヤル	<b>0120-0-78310 (なやみいおう)</b> いじめなど、子供のSOS全般を受け止める相談窓口です。子供や保護者等が、電話で悩みを相談することができます。 24時間
静岡県教職員不祥事根絶窓口 教職員倫理110番 みんなのヘルプ相談窓口	教職員による法令違反やハラスメント等で困っている場合の相談窓口です。 <b>0120-793-242</b> 県立学校教職員の方は「教職員不祥事根絶窓口」へ 県民の利用は「教職員倫理110番」へ 児童・生徒の利用は「みんなのヘルプ相談窓口」へ それぞれ相談できます。(電話にてお伝え下さい) <a href="mailto:kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp">kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp</a>
総合教育センターの面接相談	<b>0537-24-9738</b> 予約受付時間 平日9:00～17:00 不登校や非行など子どもの心と教育上の悩み、特別な教育的支援などについて、子ども本人やその保護者、先生が相談できます。 掛川会場（月～金）9:00～17:00 沼津会場（水・金）9:00～16:00
教育相談ハロー電話 「ともしび」	ハロー・ハロー <b>055-931-8686 (沼津) 054-289-8686 (静岡)</b> <b>0537-24-8686 (掛川) 053-471-8686 (浜松)</b> 平日 10:00～17:00 (年末年始を除く) 子どもや保護者の悩み相談電話です。匿名で相談できます。
若者こころの悩み相談窓口	<b>0800-200-2326</b> 若者が、悩みを電話で相談できます。24時間
静岡県LINE相談	ID @shizuokasoudan で検索 16:00～21:00
静岡県人権啓発センターの出前人権講座等	<b>054-221-3330</b> 人権啓発のための出前人権講座や、研修会等に使用するビデオやDVD等の教材の貸出しをしています。(電話)
子どもの人権110番 (静岡地方法務局)	<b>0120-007-110 (ぜろぜろななのひゃくとおばん)</b> 子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談です。併せて、小中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。平日 8:30～17:15
少年サポートセンター (静岡県警察本部少年課)	<b>0120-783-410 (各地区共通番号)</b> 少年の非行・犯罪被害に関する相談窓口です。平日 8:30～17:15
子どもの権利に関する相談 (静岡県弁護士会)	<b>054-252-0008 (静岡) 053-455-3009 (浜松)</b> <b>055-931-1848 (沼津)</b> いじめや体罰などの学校での困り事や児童虐待、非行などの相談窓口です。相談申込に応じ相談日時を決定します。(初回無料)
あざれあ相談 (静岡県男女共同参画センター「あざれあ」)	<b>女性相談 0558-23-7879 (賀茂) 055-925-7879 (東部)</b> <b>054-272-7879 (中部) 053-456-7879 (西部)</b> 月火木金 9:00～16:00, 水14:00～20:00, 第2土曜13:00～18:00 <a href="https://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/josei/">https://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/josei/</a>  <b>男性相談 054-272-7880</b> 第1・3土曜13:00～17:00
児童相談所全国共通ダイヤル (静岡県児童相談所)	<b>189 (いちはやく)</b> 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談できる全国共通の電話番号です。24時間



## 5 人権教育に関するDVD・書籍の活用

静岡県教育委員会では、人権啓発DVD・書籍の貸出を行っています。詳しい情報は、静岡県教育委員会のHPを御覧ください。

▷▷▷ 静岡県教委 人権教育ホームページから  
「貸出用人権教育DVD・書籍」を検索して下さい。



また、静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）ライブラリーでもDVD・ビデオ・書籍を貸し出しています。

貸出手続、及び資料一覧については、人権啓発センターHPにて御覧ください。

▷▷▷ 静岡県人権啓発センターホームページから  
「人権啓発ビデオ検索及び資料案内」を検索して下さい。



【表紙絵】表紙のポスターは、令和2年度人権ポスターコンテスト（静岡県人権擁護委員協議会主催）の優秀作品より掲載させていただきました。

---

### 令和3年度 静岡県人権教育の手引き「想像しよう 共感しよう」 — 気付きから行動へ —

---

発行 令和3年5月

発行者 静岡県教育委員会 教育政策課 人権・教員育成班

編集 静岡県人権教育推進担当者会

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3133

F A X 054-221-3571

U R L <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-020/jinken/jinkenkyouiku.html>

E-mail [kyoui\\_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp)



# 静岡県教育委員会発行「人権教育の手引き」一覧

平成25年度発行



日頃の教職員の言動を人権教育の視点から価値付け、人権感覚あふれる言葉かけを集めました。人権感覚のチェックシート等も掲載したリーフレットです。

平成26年度発行



5つの実践学習例の提案とともに、17の個別の人権課題について、解説をしています。平成27年度版と一緒に活用すると効果的です。

平成27年度発行



平成26年度版人権教育の手引きの姉妹版です。17の個別の人権課題についての実践学習例を掲載しています。

平成28年度発行



さまざまな人権課題のうち、「インターネットに関する人権侵害」と「性的の少数者に対する人権侵害」を特集しています。平成28・29・30年度版と一緒に活用すると効果的です。

平成29年度発行



さまざまな人権課題のうち、「外国人の人権」と「障害者の人権」について特集しています。平成28・29・30年度版と一緒に活用すると効果的です。

平成30年度発行



さまざまな人権課題のうち、「子どもをめぐる人権」について特集しています。平成28・29・30年度版と一緒に活用すると効果的です。

令和元年度発行



11の学習例・ワークシートの提案とともに、個別の人権課題に関する近年のトピックについて紹介しています。各項目から、各資料へリンクをたどることができます。

令和2年度発行



10の学習例・ワークシートの提案とともに、個別の人権課題に関する近年のトピックについて拡充して掲載しています。

## 令和3年度 静岡県人権教育の手引き

### 想像しよう 共感しよう

— 気付きから行動へ —

